

当初設計書

設
計

精
算

起工番号 : 道維(委)第801号

工期 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

会計年度 : 令和 8 年度

単価世代 : 令和08年05月08日 公共

事業名 : 道路維持修繕事業

諸経費率 : 公共 令和08年04月01日

工事名 : R8年度 道路法面除草業務委託(単価契約)城島町

設計部課名 : 城島総合支所 環境建設課

工事場所 : 久留米市 城島町 地内

設
計
の
概
要

(当初設計)

- ・機械除草(肩掛式) 100㎡当り(予定数量8,900㎡)
- ・機械除草(ロングリーチ式) 100㎡当り(予定数量48,700㎡)
- ・刈草集積、積込運搬、刈草処分 100㎡当り(予定数量5,900㎡)
- ・交通誘導員 1人日当り(予定数量1人日)

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事02	1	式				
機械除草 肩掛式、飛び石防護有り	100	m2			単 1 号	
機械除草 ロングリーチ式、飛び石防護無し	100	m2			単 2 号	
刈草集積、積込運搬、処分	100	m2			単 3 号	
交通誘導員	1	人日			単 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各委託単位数量の合計額にて行い、その請負率を各工種の委託価格に乘じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は各工種単位当りの価格の合計とする。なお、予定数量については、仕様書に記載された数量を目安とするが、当該年度の要望件数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるので、その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価とする。

令和8年度

道路法面除草業務委託(単価契約) 城島町

工 種	規 格	単 位	基 礎 単 価	委 託 価 格	委 託 請 負 価 格	消 費 税	契 約 単 価
機械除草	肩掛式 飛び石防護有り	100㎡					
機械除草	ロングリーチ式	100㎡					
刈草集積、積込運搬、刈草処分	ダンプトラック 運搬距離11.0km以下	100㎡					
交通誘導員		1人日					
合 計							

道 路 法 面 除 草 業 務 仕 様 書

第1条（適用）

この仕様書は、久留米市長が管理する市道等（以下「道路」という。）の除草業務について必要な事項を示すものである。

除草に関しては、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

また、作業により発生する刈草の処理にあたっては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、「一般廃棄物」として適切な処理を行わなければならない。

第2条（予定数量）

設計図書及び仕様書の数量は予定数量であり、増減することがある。

第3条（指令書）

業務箇所、数量及び工期等については、「指令書」により指示する。

指令書の数量は100㎡単位であり、計算過程において小数第2位までとし、その合計指令数量は、小数第1位まで（10㎡まで）とする。

第4条（作業）

除草業務の施工にあたっては、設計図書及び本仕様書に準拠し確実に行わなければならない。

2. 受注者は、除草業務に先立ち監督職員に施工に際しての関係書類を提出し承認を得なければならない。また、業務完了後は社内検査を実施すること。
3. 受注者は、補助刈り等を含め刈り残しがないように草刈をしなければならない。
4. 除草作業中第三者及び道路・河川の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 機械除草は、人力による仕上げ除草及び空き缶等の障害物除去作業及び清掃を含むものとする。
6. 受注者は、作業により発生する刈草を、上津クリーンセンター、宮の陣クリーンセンター又は再資源化処理等を行っている処理施設等へ搬出し処分すること。
7. 処分の確認については、処分地の受取伝票等搬出を証明するものを、監督職員に提出するものとする。なお、刈草の処分量については0.4kg/㎡とし、乾燥状態により㎡当り重量は変化するが変更の対象としない。
8. 仕様書に明示されていない事項についても、除草業務上当然必要を思われる軽微な事柄については、監督職員の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。
9. 受注者は、除草作業の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように撮影すること。

また、除草面積が確認できるように出来形展開図を作成し業務写真と共に提出すること。

第5条（交通保安規則等）

除草時間は、原則として、交通に与える影響の少ない時間に行うものとする。（9：00～17：00 土日祝は作業なし。）やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。

2. 除草業務の実施に際して行う交通制限等に関しては、事前に監督職員と十分協議すること。また、適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。また、学校の指定通学路を施工する場合は、十分な安全対策を講じること。

3. 受注者は、業務完了次第、委託箇所を速やかに整理し交通・通水等に支障がないようにすること。

第6章（追記事項）

1) (1) 工事各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、除草作業に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。また、受注者は業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 刈草等の運搬について

除草後の刈草については一般廃棄物にあたるため、下請け業者に運搬を依頼する場合は「一般廃棄物運搬業許可」を有する者に依頼しなければならない。ただし、受注者による自社運搬を行う場合はその限りではない。

(3) 下請負人の選定について

受注者は、下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

2) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

3) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該委託の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

4) その他

本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

道路法面除草業務委託(単価契約)城島町 除草箇所図

..... 主要道路

年間予定数量	
機械除草(肩掛式)	A= 8,900m ²
機械除草(大型自走式ロングリーチ式)	A= 48,700m ²
刈草集積・積込運搬・刈草処分	A= 5,900m ²

